

(仮訳)

食品・医薬品委員会事務局告示

件名 紅麴の成分を含む食品の監視策

日本厚生労働省の報告書によると、紅麴 (Red yeast rice) の成分を含む食品からペニシリウム属のカビ (Penicillium adametzioides) から生産されたプベルル酸 (Puberulic acid) の汚染が検出され、紅麴の成分を含む食品を摂取したことにより複数の死亡者および腎疾患者が報告されている。よって、タイ食品・医薬品委員会事務局は消費者を保護し、2020年3月20日付の1979年食品法に基づき制定する保健省告示2020年第414号「汚染物質を含む食品の規格」に基づき、下記の通り紅麴の成分を含む食品の監視策を定める。

1. 食品・医薬品検査所で輸入する紅麴の成分を含む食品の場合

係官が輸入の都度、分析のため当該の食品を留め置きする。または、食品・医薬品検査所で輸入者が輸入するその生産ロットの紅麴の成分を含む食品のプベルル酸の分析結果の証明書を提示する。プベルル酸の検出量は定量下限値 (Limit of quantitation: LOQ) より下回ること。なお、当該の分析結果の証明書は原産国の政府機関より発行されたものでなければならない、あるいは ISO/IEC17025 認証を取得している民間の分析機関でなければならない。

2. タイ国内で製造された紅麴の成分を含む食品の場合

食品・医薬品委員会事務局が国内製造者に対し、食品の製造方法、製造におけるツール・用具及び保管の基準に従って徹底的に管理を行うように検査を行う。紅麴を発酵する過程において、プベルル酸を生産するペニシリウム属のカビの汚染がないようにする。

3. 法令に従い、食品・医薬品委員会事務局が全国の販売所において、紅麴の成分を含む食品の検査を行う。

なお、プベルル酸の検出量が L0Q より上回る食品の製造および販売目的の輸入食品および食品の販売があった場合、1979 年食品法第 25 条(1)不純食品の製造、販売目的の輸入および販売への違反と見なし、同法第 58 条に基づき 2 年以下の禁固、もしくは 2 万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

2024 年 8 月 9 日告示

(署名)

ナロン・アピクンワニット

食品・医薬品委員会事務局長

【免責条項】

この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェトロバンコク事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

原典については、下記をご覧ください。本 URL は 2024 年 8 月 29 日時点で有効であることを確認しておりますが、今後 URL が変更・削除される可能性もございます。

(ウェブページ)

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=663981776372375552&name=announ-fda-red-yeast.pdf>